

第 87 回国民スポーツ大会・
第 32 回全国障害者スポーツ大会
鳥取県準備委員会

第 4 回総会（書面開催）



第87回国民スポーツ大会・第32回全国障害者スポーツ大会 鳥取県準備委員会第4回総会（書面開催） 目次

議事

- 第1号議案 令和7年度事業報告及び収支決算（案） . . . P.1
- 第2号議案 令和8年度事業計画及び収支予算（案） . . . P.4
- 第3号議案 第87回国民スポーツ大会・第32回全国障害者スポーツ大会鳥取県準備
委員会専門委員会規程の一部改正（案） . . . P.5
- 第4号議案 第87回国民スポーツ大会・第32回全国障害者スポーツ大会鳥取県準備
委員会広報・県民協働専門委員会について（案） . . . P.8

令和7年度事業報告及び収支決算（案）

I 令和7年度 事業報告

1 総会及び常任委員会の開催

会 議	開催年月日	開催方法	議 事
第3回 総会	令和7年 6月20日(金)	書面開催	<ul style="list-style-type: none"> ・令和6年度事業報告及び収支決算 ・鳥取県準備委員会会則の一部改正 ・令和7年度事業計画及び収支予算
第2回 常任委員会	令和7年 6月20日(金)	書面開催	<ul style="list-style-type: none"> ・鳥取県準備委員会専門委員会規程の一部改正（鹿児島大会の延期（2020年から2023年）及び2034年沖縄大会の大会回数（第88回）決定に伴い、（公財）日本スポーツ協会から、本県大会回数（第87回）決定の通知を受けたことによる名称変更の改正） ・鳥取県準備委員会総務企画専門委員会について（総務企画専門委員会の設置及び委員人選に係る準備委員会会長への一任）

2 令和7年度国民スポーツ大会開催県検討会議（鳥根県出雲市、オンライン）

令和7年度以降の国民スポーツ大会開催県の関係者が集まり、令和7年度国民スポーツ大会開催県の滋賀県を中心に、国民スポーツ大会の開催・運営について、情報共有・意見交換を行った。

○第1回会議（対面：鳥根県出雲市）：7月23日（水）＜出席者＞事務局員3名

○第2回会議（オンライン）：1月16日（金）＜出席者＞事務局員2名

3 国民スポーツ大会・文化プログラム全国連絡協議会（滋賀県大津市）

9月29日（月）に令和7年度以降の国民スポーツ大会開催県の関係者が集まり、大会開催に合わせて開催県の歴史や文化、自然などの魅力について情報発信し、大会の機運醸成・周知を図ることを目的とした文化プログラムの実施に関する情報共有・意見交換を行った。（事務局員2名）

4 滋賀国民スポーツ大会及び全国障害者スポーツ大会の会場地視察

以下の日程で行われた両大会の会場地視察を行った。（事務局次長補佐含む4名）

○滋賀国民スポーツ大会 【会期前1回目】9月6日（土）～同月15日（月）

【会期前2回目】9月21日（日）～同月25日（木）

【本 会 期】9月28日（日）～10月8日（水）

○滋賀全国障害者スポーツ大会 10月25日（土）～同月27日（月）

5 国民スポーツ大会・全国障害者スポーツ大会に係る鳥取・鳥根両県協議（鳥根県松江市）

11月17日（月）に国民スポーツ大会・全国障害者スポーツ大会に関する鳥取・鳥根両県の準備状況を共有するとともに、大会開催、競技力向上において、平井伸治鳥取県知事、丸山達也鳥根県知事、林昭男（公財）鳥取県スポーツ協会会長及び田部長右衛門（公財）鳥根県スポーツ協会理事長の4者で相互協力の方向性を確認した。



鳥取・鳥根両県協議

6 わたSHIGA輝く国民スポーツ大会・全国障害者スポーツ大会後催県報告会（滋賀県大津市）

11月25日（火）～同月27日（木）に令和7年度以降の国民スポーツ大会・全国障害者スポーツ大会開催県の関係者が集まり、滋賀大会後の情報共有・意見交換を行った。開・閉会式や施設整備、広報・ボランティアなど分野毎に分かれて、滋賀県の担当者の苦悩や準備の進め方などを伺った。（事務局員2名）

7 「2巡目国民スポーツ大会に関する早期の見直し」に係る国への要望活動（スポーツ庁）

12月9日（火）に「今後の国民スポーツ大会の在り方を考える有識者会議」による提言（令和7年3月）の内容について、2巡目大会開催地においても弾力的に運用できるよう、早期に具体的な見直しの結論を出すこと、結果については順次公表すること等について、スポーツ庁田中競技スポーツ課長に対し要望した。（田中スポーツ振興局長及び仲谷参事）

II 令和7年度 収支決算書

1 収入の部

(単位：円)

財源内訳	予算額	決算額	増減	摘要
負担金	1,059,027	1,059,027	0	
繰越金	2,440,973	2,440,973	0	令和6年度繰越金
その他収入	0	4,431	4,431	預金利息
合計	3,500,000	3,504,431	4,431	

2 支出の部

(単位：円)

区分	予算額	決算額	増減	摘要
事業費	1,500,000	118,480	1,381,520	(実施内容) ・総会及び常任委員会の開催（書面開催）に係る郵送料
事務局費	2,000,000	682,640	1,317,360	(実施内容) ・令和7年度国スポ開催県検討会議への参加に係る旅費等 ・滋賀国民スポーツ大会及び全国障害者スポーツ大会会場地視察への参加に係る旅費等 ・わたSHIGA輝く国民スポーツ大会・全国障害者スポーツ大会後催県報告会への参加に係る旅費等
合計	3,500,000	801,120	2,698,880	

収入決算額 3,504,431円

収支決算額 801,120円

差 額 2,703,311円 ※収支差額は翌年度会計へ繰り越す。

監査報告

第 87 回国民スポーツ大会・第 32 回全国障害者スポーツ大会鳥取県準備委員会会則第 17 条の規定に基づき、令和 7 年度収支決算について、証拠書類及び諸帳簿を監査した結果、その内容は適正であると認めます。

令和 8 年 5 月 13 日

第 87 回国民スポーツ大会・第 32 回全国障害者スポーツ大会
鳥取県準備委員会監事

鳥取県会計管理者

村上真弓

鳥取市会計管理者

山根康子郎

智頭町会計管理者

村上りえ

令和8年度事業計画及び収支予算（案）

I 令和8年度事業計画

第87回国民スポーツ大会・第32回全国障害者スポーツ大会鳥取県準備委員会の令和8年度事業計画は、次のとおりとする。

- 1 開催準備業務
 - (1) 愛称・スローガンの募集・選定
 - (2) マスコットキャラクターのデザイン
- 2 会議の開催
 - (1) 総会
 - (2) 常任委員会
 - (3) 市町村・競技団体連絡会議
- 3 各種調査の実施

先催県等の情報収集
- 4 連絡調整の実施
 - (1) 市町村及び競技団体との調整
 - (2) 公益財団法人日本スポーツ協会、公益財団法人日本パラスポーツ協会及び関係機関・団体等との連絡調整

II 令和8年度収支予算

第87回国民スポーツ大会・第32回全国障害者スポーツ大会鳥取県準備委員会の令和8年度収支予算は、次のとおりとする。

1 収入の部

(単位：円)

科目	予算額	説明
負担金	10,000,000	鳥取県負担金
繰越金	2,703,311	令和7年度繰越金
合計	12,703,311	

2 支出の部

(単位：円)

科目	予算額	説明
事業費	10,203,311	愛称・スローガンの選定委託費、マスコットキャラクターのデザイン委託費、広報・啓発費、会議開催経費等
事務局費	2,500,000	事務局運営費
合計	12,703,311	

第4回総会 第3号議案

第87回国民スポーツ大会・第32回全国障害者スポーツ大会鳥取県準備委員会専門委員会規程の一部改正（案）

第87回国民スポーツ大会・第32回全国障害者スポーツ大会鳥取県準備委員会専門委員会規程の一部を次のように改正する。
次の表の改正前の欄に掲げる規定を同表の改正後の欄に掲げる規定に、下線で示すように改正する。

改正後		改正前	
第1条～第6条 略		第1条～第6条 略	
別表（第2条関係）		別表（第2条関係）	
委員会名	付託事項	付託事項	委任事項
総務企画 専門委員会	[略]	[略]	[略]
広報・県民 協働専門委 員会	<ol style="list-style-type: none"> 1 広報の基本方針や基本計画に関すること 2 県民協働の基本方針や基本計画に関すること 3 その他広報、県民協働に係る重要な事項に関すること 	<ol style="list-style-type: none"> 1 愛称・スローガン、マスコットの募集・選定に関すること 2 県民協働のボランティアの募集等に関すること 3 その他広報、県民協働に付随すること 	

附 則

この規程は、令和8年 月 日から施行する。

第 87 回国民スポーツ大会・第 32 回全国障害者スポーツ大会 鳥取県準備委員会専門委員会規程

（趣旨）

第 1 条 この規程は、第 87 回国民スポーツ大会・第 32 回全国障害者スポーツ大会鳥取県準備委員会会則第 13 条第 3 項の規定に基づき、第 87 回国民スポーツ大会・第 32 回全国障害者スポーツ大会鳥取県準備委員会専門委員会（以下「委員会」という。）の組織及び運営に関し必要な事項を定めるものとする。

（委員会の種類等）

第 2 条 委員会の種類並びに常任委員会からの付託事項及び委任事項は、別表のとおりとする。

（役員）

第 3 条 委員会に次の役員を置く。

（1）委員長 1 名

（2）副委員長 若干名

2 委員長及び副委員長は、専門委員の互選により選出する。

3 委員長は、委員会を代表し、会務を総理する。

4 副委員長は、委員長を補佐し、委員長に事故があるとき又は欠けたときは、あらかじめ委員長の指名した副委員長がその職務を代理する。

（会議）

第 4 条 委員会は、委員長が必要と認めたときに招集し、委員長が議長となる。

2 委員会の議事は、出席委員の過半数をもって決し、可否同数のときは議長の決するところによる。

3 委員会は、必要があると認めるときは、委員以外の者の出席を求め、その意見又は説明を聴くことができる。

（部会）

第 5 条 委員会は、運営上必要があるときは部会を設けることができる。

2 部会の委員は、委員長が依頼する。

3 部会に関する事項は、委員長が定める。

（補則）

第 6 条 この規定に定めるもののほか、委員会の運営に関し必要な事項は、委員長が会長の承認を得て別に定める。

附 則

この規程は、令和 5 年 6 月 1 日から施行する。

附 則

この規程は、令和 7 年 6 月 20 日から施行する。

附 則

この規程は、令和 8 年 月 日から施行する。

別表（第2条関係）

常任委員会から専門委員会への付託事項及び委任事項

委員会名	付託事項	委任事項
総務企画 専門委員会	<ol style="list-style-type: none"> 1 総合的な計画の立案に関すること 2 会場地選定に関すること 3 県及び会場地市町村の業務分担・経費負担に関すること 4 競技施設及び関連施設の基本的事項に関すること 5 開・閉会式会場及び関連施設の基本的事項に関すること 6 情報通信施設の基本的事項に関すること 7 他の専門委員会に属さない重要な事項に関すること 	<ol style="list-style-type: none"> 1 総合的な計画の推進に関すること 2 文化プログラムに関すること 3 競技施設及び関連施設の調査、調整等に関すること 4 開・閉会式会場及び関連施設の調査、調整等に関すること 5 情報通信施設の調査、調整等に関すること 6 他の専門委員会に属さない事項に関すること（重要な事項を除く。）
広報・県民 協働専門委 員会	<ol style="list-style-type: none"> 1 <u>広報の基本方針や基本計画に関すること</u> 2 <u>県民協働の基本方針や基本計画に関すること</u> 3 <u>その他広報、県民協働に係る重要な事項に関すること</u> 	<ol style="list-style-type: none"> 1 <u>愛称・スローガン、マスコットの募集・選定に関すること</u> 2 <u>県民協働のボランティアの募集等に関すること</u> 3 <u>その他広報、県民協働に付随すること</u>

第4回総会 第4号議案

**第87回国民スポーツ大会・第32回全国障害者スポーツ大会鳥取県準備委員会
広報・県民協働専門委員会について（案）**

国民スポーツ大会に係る広報や県民参画の推進、「愛称」「スローガン」の募集・選定などの審議を行う広報・県民協働専門委員会を設置します。

委員については、学識経験者やスポーツ関係団体、広報、観光、福祉、地域づくり団体などで構成することとし、その人選にあたっては、本準備委員会会長への一任をお願いします。

【参考】第87回国民スポーツ大会・第32回全国障害者スポーツ大会鳥取県準備委員会会則（抜粋）

（専門委員会）

第13条 専門委員は、会長が委嘱する専門委員をもって構成する。

- 2 専門委員会は、常任委員会から付託又は委任された事項について調査・審議し、その結果を常任委員会に報告する。
- 3 前2項に定めるもののほか、専門委員会に関し必要な事項は、常任委員会に諮り、会長が別に定める。
- 4 第8条の規定は、専門委員の任期等について準用する。